

令和4年度第2回吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会

日時：令和5年1月17日（火）14時から16時

場所：千里市民センター 大ホール

出席者：大山委員（会長）、相馬委員（副会長）、川田委員、葉田委員、西岡委員、室山委員、

水谷委員、西村委員、富士野委員、阪本委員、仁木委員、河合委員、大江委員、近藤

委員、野村委員、高木委員、大谷委員、林委員以上18名出席（欠席：綾部委員、

藤嶋委員、内藤委員、菅原委員）

傍聴者2名

議事：1. 「第7期吹田市障がい福祉計画」及び「第3期吹田市障がい児福祉計画」策定に

む  
向けて

(1) 策定に向けたスケジュール報告

(2) 障がい者施策推進専門分科会作業部会の設置について

(3) アンケート内容の検討

ア「第7期吹田市障がい福祉計画」策定に向けたアンケート（案）

イ「第3期吹田市障がい児福祉計画」策定に向けたアンケート（案）

(4) 意見聴取会内容の検討

2. 障がい福祉関連施策について（報告）

## 会議の経過

○「第7期吹田市障がい福祉計画」及び「第3期吹田市障がい児福祉計画」策定に向けて

(1) 策定に向けたスケジュール報告

(2) 障がい者施策推進専門分科会作業部会の設置について

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

(委員)

策定スケジュールの終盤にパブリックコメントとあるが、このスケジュールで

パブリックコメントが策定する計画にきちんと反映されるのか。

(事務局)

パブリックコメントを受けて策定する計画の大幅な変更が必要となった場合は、会長の

判断で審議会を開催する必要があると考えている。

○「第7期吹田市障がい福祉計画」策定に向けたアンケート(案)

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

(委員)

アンケート対象者について、視覚障がい者・聴覚障がい者・難病患者は別途抽出とあるが、具体的にどういった方法で抽出するのか。

(事務局)

抽出方法については検討中だが、案としては難病患者については全件抽出という方法も考えている。視覚・聴覚障がいについては、一定、何人という枠を各障害の中で決めて、その中で年齢構成等を考慮しながら抽出していく方法を考えている。

(委員)

1点目に、アンケートをする際には具体的な制度の内容もアンケートの対象者に問えるようなアンケートにしていきたい。

2点目に、吹田市の人権政策室が人権施策推進基本方針・計画についてのパブリックコメントを現在行っている。人権の課題と障がい福祉行政はつながりがあると思うので、組み合わせて計画を作るよう考えていきたい。

(事務局)

1点目について、アンケートの対象は様々な障がいを持っている方であるので、どこまで具体的なものを問えるかという問題もあるが、出来るだけ具体的かつわかりやすい

アンケートをおこなうようにしたい。

2点目について、市の様々な計画がある中で、それらの連携も当然必要になると考えている。一方で、障がい福祉計画に関してはあくまで障がい福祉サービスに関する計画という位置づけではあるので、そこを第一に押さえながら、他計画との連携についても考慮しつつ作成をしていきたい。

(委員)

視覚・聴覚障がい者へのアンケートについて、視覚障がい者が聴覚障がいを持っている、聴覚障がい者が視覚障がいも持っているという重複障がい者については単体で障がいを持っている人とニーズが変わってくると思う。そういった人たちへのアンケートはどうやって行うのか。

(事務局)

アンケートに関しては各障がい種別毎に抽出して行うので、個別にその人の障がいの確認を行ってアンケートを送付するのは事務的に難しいと考えている。逆に、個別にそういう重複障がいの状況があるということをアンケートの中で書いていただけるようにするほか、当事者団体への意見聴取会の機会も設けるので、その中で重複障がいの実情もうかがえると考えている。

(委員)

障がい者相談支援センターの相談者の中には、福祉サービスの利用に至らず、地域で在宅生活を送っているような障がい者も多くいる。福祉サービスを良くすることも大事だが、利用に至らない理由がアンケートで明らかになることも大事だと思う。

その中では、精神障害・発達障害・高次脳機能障害についてアンケートで聴取をできるよう考えていただけないか。

(事務局)

頂いたご意見は作業部会の中で検討するにあたって考えていきたい。

○「第7期吹田市障がい福祉計画」策定に向けたアンケート（案）の具体的な実施内容について

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

(委員)

アンケートの7番目「災害時について」において、避難所について設問があるが、福祉避難所についてもアンケートしていただきたい。

また先日、吹田市の避難訓練があり私も参加したが、障がい者の参加がなかった。そのあたりもアンケートに入れて、何かできることを検討していただきたい。

(事務局)

頂いたご意見は作業部会の中で検討する。

○「第3期吹田市障がい児福祉計画」策定に向けたアンケート（案）

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

(委員)

障がい福祉計画では対象者の性別について削除されているが、障がい児福祉計画では削除されていない。これには理由があるのか。

(事務局)

障がい児福祉計画については、同性介護の問題点もあると考えているので性別の設問はあえて残している。

(委員)

両方の計画の整合性については作業部会でまた検討していただきたい。

(事務局)

作業部会の中で検討する。

(委員)

1点目に、アンケートの対象者はどういった人が対象になるのかをもう少し説明してほしい。

2点目に、インクルーシブ教育の流れを受けて、一般の幼稚園に入園して支援学級を部分的に利用している児童が今後ますます増えてくると思うが、そういった方をアンケートの対象にすることは難しいのか。その点は現在境界線が無くなっていくので、その実情をしっかりと把握したアンケートにしていきたい。

(事務局)

1点目アンケートの対象については、受給者証を持っている方に加えて、受給者証をもっていない手帳所持者を考えている。

2点目については、データベース上支援学級に在籍している児童の抽出は難しいと考えている。

(委員)

アンケートの対象についてだが、受給者証を持っておらず障がい者手帳を持っている人がいるのか。

(事務局)

一定数いる。

(委員)

年齢ごとに必要な支援は違うと思うが、年齢別にまんべんなく抽出してもらえるのか。

(事務局)

抽出方法は具体的なところは決められていないが、年齢・障がい種別・受給者証

ベースか否か、等を元に割合を按分し抽出したいと考えている。

(委員)

アンケート案のうち4の「療育、発達支援について」、というところについてだが、「療育」

とはどういうことを指しているのか。アンケート回答者はすぐにわかる言葉なのか。

(事務局)

一般的な保育・教育に加えて、障がいに対する訓練・治療をプラスしたものを療育と

言い表している。市内の事業所等で一般的に使われている言葉なので、回答者にも

ご理解いただけると考えている。

(委員)

児童発達支援センターに相談に来る方というのは、療育というところをスルーしてきた

人も多いと思うので、そういったものがあるということがわかるアンケートになっていれ



ば、そういった療育から漏れてきた人へのヒントになると思う。

(委員)

特別支援学校での指導について等、教育についてのアンケートはこの中には含めないのか。

文部科学省の集計より、10年前には6.5%だった発達に課題のある児童は現在では8.8%と大きく増加をしている。とくに自閉症や情緒障害の増加は大きい。

福祉と教育の内容の重なったアンケートになっていたら当事者としても能率がいいと思う。

(事務局)

障がい児福祉計画と不登校・発達支援保育等の教育については綿密に連携が必要と考えている。教育を含めたアンケートにできるかどうかは作業部会の中で検討を進めたい。

(委員)

アンケート案の間19の中にピアサポートなど当事者の関わりのある場とあるが、これは障がい児のみだけでなく障がい者でも大切なことだと思う。地域移行や就労継続支援B型においてピアサポートを経験した精神障がいの当事者からは、気持ちがすっきりしたという声が大きかった。障がい福祉計画のアンケートでも、このような当事者の関わりのある場につ

ての項目を入れていただきたい。

(事務局)

作業部会の中で検討したい。

(委員)

この計画は当面の計画なのか長い先を見据えた計画なのか。

また、国連のインクルーシブ教育の勧告についての項目はないのか。

(事務局)

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間、障がい福祉サービス毎の具体的な計画である。

国連のインクルーシブ教育の勧告については、社会情勢等を見据えたうえで作業部会の中で検討をする。

(委員)

医療的ケアについて、新たな法律の制定等もあったが2期と3期ではあまりアンケート内容が変わっていない。他の福祉サービスを受ける際のニーズや、学校や保育園でのニーズについての汲み上げはこのアンケートでは行わないのか。

(事務局)

あたら 新しい 法律の 制定などで 医療的ケアについては 以前と 変わってきている 部分だと 認識し  
ている。

ただ、 医療的ケアについては アンケートの 内容において 横断的にかかってくると 考えて  
いるので、 全体の 設問を通しての 集計結果を 元に分析を 行う ような 事を 検討している。

○「第7期 吹田市 障がい 福祉計画」及び「第3期 吹田市 障がい 児福祉計画」策定に向けて、

意見聴取会内容の 検討

(事務局から 上記の 内容について 説明後、 質疑応答)

(委員)

意見聴取の 対象である 事業所とは どういう 事業所か。

びジネスとして 障がい者の 雇用等に 力を入れてきている ような 企業もあるが、 そういった

法人へのアプローチはないのか。

(事務局)

事業所については、 障がい 福祉サービスを 提供する 事業所となる。

おっしゃられた ような 企業に対して 実施する 事は 考えていない。

(委員)

意見聴取項目の中で重度障がい者の受入れについてあるが、ここでいう重度障がい者は  
はどういった定義で考えているのか。

(事務局)

重複障がいや、医療的ケアを要する方等、通常よりも対応がより必要な方を想定して  
いる。

(委員)

当事者向けの意見聴取会について、経験を語ることでフラッシュバックが起こることも  
あると思うので、「絶対に記載が必要なわけではありません。」という一言があった方がいい  
と思う。

○障がい福祉関連施策について (報告)

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

(委員)

大学連携の取組について、大和大学においては学園祭と月1回の販売会ということで、  
今年度は5回の販売会を実施することが出来た。はぴすまと、働く場事業団に加入してい  
る福祉施設と、ゼミ生10人ほどで販売を行った。大学としても、障がい者の方が学内で販売

をするという機会<sup>きかい</sup>ははじめてで、学生<sup>がくせい</sup>の学び<sup>まな</sup>にもつながった。

また、支援<sup>しえん</sup>学校<sup>がっこう</sup>にチラシ<sup>ちらし</sup>を配<sup>くば</sup>ったら、地域<sup>ちいき</sup>の支援<sup>しえん</sup>学校<sup>がっこう</sup>に通<sup>かよ</sup>う児童<sup>じどう</sup>と保護<sup>ほご</sup>者<sup>しゃ</sup>の方が<sup>かた</sup>沢山<sup>たくさん</sup>学園<sup>がくえん</sup>

祭<sup>さい</sup>に来て<sup>き</sup>いただけた。学園<sup>がくえん</sup>祭<sup>さい</sup>自体<sup>じたい</sup>も回<sup>まわ</sup>られて<sup>たの</sup>楽し<sup>たの</sup>まれていたようだった。

今後<sup>こんご</sup>ともこのよう<sup>り</sup>な理解<sup>かい</sup>啓<sup>けい</sup>発<sup>はつ</sup>を<sup>すす</sup>進<sup>すす</sup>めていくよう<sup>ねが</sup>お願い<sup>ねが</sup>したい。

(委員<sup>いいん</sup>)

地域<sup>ちいき</sup>活動<sup>かつどう</sup>支援<sup>しえん</sup>センタ<sup>せん</sup>ーⅢ<sup>さん</sup>型<sup>がた</sup>事業<sup>じぎょう</sup>について、就<sup>しゅう</sup>労<sup>ろう</sup>や通<sup>つう</sup>所<sup>しょ</sup>に課<sup>か</sup>題<sup>だい</sup>がある障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>とはどうい

った方<sup>かた</sup>のことか。

(事務局<sup>じむきょく</sup>)

まず、地域<sup>ちいき</sup>活動<sup>かつどう</sup>支援<sup>しえん</sup>センタ<sup>せん</sup>ーとは、障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>の方<sup>かた</sup>が通<sup>かよ</sup>う場<sup>ば</sup>である。生<sup>せい</sup>産<sup>さん</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>等<sup>とう</sup>の作<sup>さく</sup>業<sup>ぎょう</sup>を

行<sup>おこな</sup>う。生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>介<sup>かい</sup>護<sup>ご</sup>や就<sup>しゅう</sup>労<sup>ろう</sup>継<sup>けい</sup>続<sup>ぞく</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>B<sup>び</sup>型<sup>がた</sup>や就<sup>しゅう</sup>労<sup>ろう</sup>移<sup>い</sup>行<sup>こう</sup>事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>所<sup>しょ</sup>のよう<sup>つう</sup>な通<sup>つう</sup>常<sup>じょう</sup>の介<sup>かい</sup>護<sup>ご</sup>給<sup>きゅう</sup>付<sup>ふ</sup>でもそう

い<sup>おこな</sup>ったことを行<sup>おこな</sup>っているが、そ<sup>おこな</sup>う<sup>おこな</sup>った事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>所<sup>しょ</sup>のよう<sup>き</sup>に決<sup>き</sup>ま<sup>き</sup>った時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>に通<sup>つう</sup>所<sup>しょ</sup>する<sup>じ</sup>ことが

難<sup>むずか</sup>しい障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>も<sup>し</sup>いる。そ<sup>き</sup>のた<sup>き</sup>め、決<sup>き</sup>ま<sup>き</sup>った時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>帯<sup>たい</sup>で<sup>ほん</sup>なく本<sup>ほん</sup>人<sup>にん</sup>の希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>により<sup>じ</sup>時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>帯<sup>たい</sup>を

設<sup>せ</sup>定<sup>てい</sup>し、本<sup>ほん</sup>人<sup>にん</sup>の気<sup>き</sup>持<sup>も</sup>ちが就<sup>しゅう</sup>労<sup>ろう</sup>に向<sup>む</sup>か<sup>かん</sup>えるよ<sup>かん</sup>うな環<sup>かん</sup>境<sup>きょう</sup>づ<sup>ち</sup>くりと<sup>ち</sup>して、地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>センタ<sup>せん</sup>ー

を<sup>せ</sup>設<sup>せ</sup>置<sup>ち</sup>して<sup>い</sup>る。

引<sup>ひ</sup>きこ<sup>し</sup>も<sup>じ</sup>りが<sup>し</sup>ち<sup>じ</sup>にな<sup>そと</sup>って<sup>で</sup>しま<sup>ば</sup>った障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>にと<sup>い</sup>つて<sup>ば</sup>の外<sup>い</sup>に出<sup>い</sup>る<sup>ば</sup>場<sup>ば</sup>・居<sup>い</sup>場<sup>ば</sup>所<sup>しょ</sup>づ<sup>ち</sup>くりの<sup>ば</sup>場<sup>ば</sup>が

地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>センタ<sup>せん</sup>ー<sup>た</sup>である。

(委員)

項目3の新型コロナウイルス感染症居宅介護継続支援事業とは、どのような事業になるのかもう少し説明してほしい。

(事務局)

家族から支援を受けている障がい者について、その家族が陽性者となり障がい者が濃厚接触者となった場合、誰からの支援も受けられない状況が発生すると考えられる。その際、既に居宅介護事業所から身体介護や家事援助を提供されている障がい者であれば、引き続き事業者から支援を受けてほしいというのが国も含めた吹田市の意向。

ただ、なかなか支援を受けられない場合も想定されるので、その場合、事業所と契約をしていない場合でも、事業所と対象者とで新しく契約を結ぶような形で居宅介護ヘルパーや日中介護事業所に支援をしてもらうために立ち上げた事業となる。

(委員)

具体的にはどのような事業所が支援を行う形になるのか。

(事務局)

もともと、吹田市で指定を受けた事業所に対して新型コロナウイルス感染に関する支援についての協力依頼を出し、登録を行っている。その中には身体介護を提供できる居宅介護

事業所や、通常に日中の作業所で本人が通っているところであったりというように、障がい者に対して支援を行えると判断した事業所へ協力依頼をして、吹田市へ登録を行っている。

そのように、適切な支援が可能な事業所へ依頼をしている。

#### (委員)

グループホーム連絡会が出た意見としてコロナ禍の実情をお伝えする。

集団生活を送っている方々がコロナに感染し、それが拡大していくことがある。感染拡大

防止のため、一時的に一部の事業を止める等でなんとかやりくりをしている。

また、職員が24時間勤務となったり、他にも経費も色々かかっている。

療養の支援となると、職員は呼吸器をつけながら支援することもあり、相当大変になる。

保健所と連携をいただいて医療面の支援等も継続してほしい。

#### (事務局)

○来年度の日程等について事務局より説明

○福祉部長の閉会挨拶